

環境省同時発表

平成20年6月17日

フロン回収・破壊法に基づく平成19年度のフロン類の 破壊量の集計結果について

今般、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収・破壊法」という。)に基づき、フロン類破壊業者から平成19年度分のフロン類の破壊量等が報告されました。

これを取りまとめたところ、平成19年度のフロン類の破壊量は約3,611トンであり、平成18年度の破壊量と比較して約13%の増加となっています。

フロン類の回収の一層の徹底を図るため、昨年10月に改正フロン回収・破壊法が施行されました。経済産業省としても改正法の円滑な施行により、フロン類の回収、破壊等が一層徹底されるよう、取組を推進してまいります。

1. 破壊量等の集計結果

フロン回収・破壊法に基づきフロン類破壊業者から報告のあった平成19年度におけるフロン類の破壊量は約3,611トンであり、平成18年度の破壊量と比較して約13%の増加となりました。フロン類の種類別に見ると、CFC(クロロフルオロカーボン)が約479トン、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)が約2,095トン、HFC(ハイドロフルオロカーボン)が約1,036トンであり、モントリオール議定書に基づき平成8年以降生産が全廃されているCFCの破壊量が減少している一方、HCFC及びHFCの破壊量は前年度より増加しています。

2. 特定製品別の引取量

フロン類破壊業者に引き取られたフロン類の量をフロン回収・破壊法による特定製品別に見ると、第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)から回収したフロン類は約2,834トンで平成18年度に比べて約17%の増加となりました。第二種特定製品(カーエアコン)から回収したフロン類は約810トンで平成18年度と比べて約5%の増加となりました。

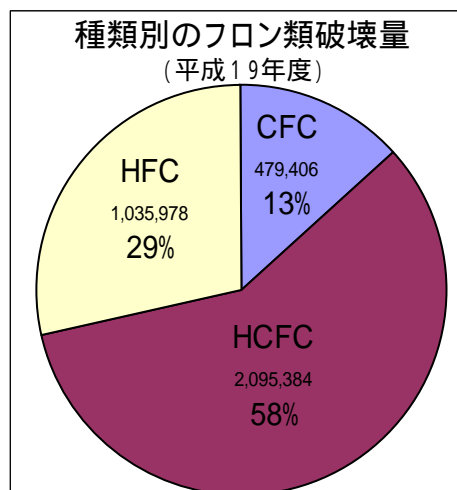
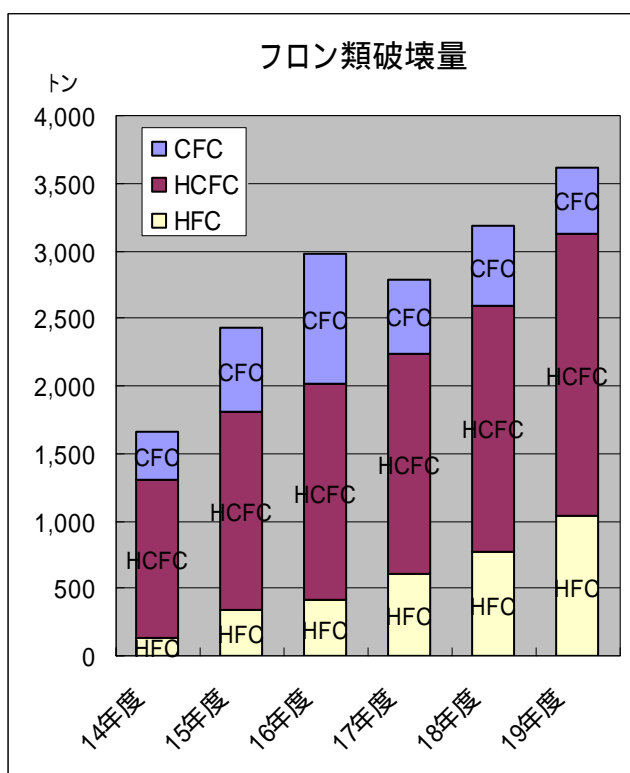
カーエアコンからの冷媒フロン類の回収は、平成17年1月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づいて実施されています。

破壊量等の報告の集計結果

単位: kg

	CFC	HCFC	HFC	合計
年度当初の保管量	10,063	52,718	5,496	68,276
第1種(業務用冷凍空調機器)	291,004	2,116,920	426,314	2,834,237
第2種(カーエアコン)	191,859	-	617,853	809,711
引き取った量の合計	482,862	2,116,919	1,044,166	3,643,946
破壊した量	479,406	2,095,384	1,035,978	3,610,768
年度末の保管量	13,518	74,253	13,684	101,456

小数点以下を四捨五入したため、表中の数字の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。



(注)

C F C (クロロフルオロカーボン):

いわゆるフロン的一种。冷媒、発泡剤、洗淨剤等として使用される。オゾン層を破壊する物質であり、モントリオール議定書に基づき1995年末で生産が全廃された。一般的にH C F C、H F Cよりも強力な温室効果ガスでもある。

H C F C (ハイドロクロロフルオロカーボン):

いわゆるフロン的一种。C F Cの代替物として開発されたものであり、C F Cに比べ効果は少ないもののオゾン層を破壊する物質。モントリオール議定書に基づき我が国においては2019年全廃予定。強力な温室効果ガスである。

H F C (ハイドロフルオロカーボン):

いわゆるフロン的一种。C F C、H C F Cの代替物として開発された、いわゆる代替フロン。オゾン層を破壊しないものの強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減対象物質となっている。

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室長 勝山

担当者：青山補佐、小宮係長

電話：03 - 3501 - 1511 (内線 3711 ~ 5)

03 - 3501 - 4724 (直通)

(参考1：平成18年度のフロン類破壊量等の集計結果)

単位：kg

	CFC	HCFC	HFC	合計
年度当初の保管量	10,529	34,325	4,805	49,659
第1種(業務用冷凍空調機器)	337,005	1,839,903	252,762	2,429,670
第2種(カーエアコン)	252,226	-	520,413	772,639
引き取った量の合計	589,232	1,839,903	773,174	3,202,309
破壊した量	589,699	1,821,499	772,483	3,183,680
年度末の保管量	10,062	52,729	5,496	68,287

小数点以下を四捨五入したため、表中の数字の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。
昨年度発表したものから一部修正されています。

(参考2：今後の予定)

今後、第一種フロン類回収業者(業務用冷凍空調機器関係)からの平成19年度におけるフロン類の回収量等の報告が都道府県知事等によって集計され、主務大臣(経済産業大臣及び環境大臣)あてに7月末までに通知されることとなっており、これらを取りまとめた上で公表していく予定です。

(参考3：フロン回収・破壊法における今回の発表の位置付け)

平成14年より施行されたフロン回収・破壊法に基づき、第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)と第二種特定製品(カーエアコン)について、機器の廃棄時のフロン類の回収・破壊が義務付けられています。平成17年1月1日以降に引取業者に引き渡された使用済自動車に搭載されていた第二種特定製品(カーエアコン)については、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づいて冷媒フロン類の回収が行われていますが、破壊はフロン回収・破壊法に基づくフロン類破壊業者によって行われています。

フロン回収・破壊法においては、フロン類破壊業者は毎年度、年度終了後45日以内に、前年度に破壊した量等を主務大臣に報告しなければならないとされており(第34条第3項)、また、主務大臣は、この報告等に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表するものとされています(第46条)。

今般、上記規定に基づき、破壊量等の平成19年度分の報告が行われたので、その集計結果を公表するものです。

なお、平成20年6月17日現在で、75の破壊業者が主務大臣により許可を受けています。

(参考4：フロン回収・破壊法関係条文)

第三十四条第三項 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

第四十六条 主務大臣は、第二十二条第三項の規定による通知又は第三十四条第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。